令和2年7月1日

告示第2号

市民救急ステーション制度実施要綱

（目的）

第1条　本要綱は、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）を設置するなどの要件

　を満たした事業所等（以下「市民救急ステーション」という。）に認定証を交付する制度

　を設け、市民および観光客が不慮の事故や急病で突然心臓が停止する等の重篤な状態になった場合に、直近の市民救急ステーション設置のＡＥＤにより、除細動を行い、救命できる体制を推進することを目的とする。

（ＡＥＤの設置の推進）

第2条　消防長及び消防署長は、ＡＥＤの有効性を地域内の事業所、市民等に広報するとともに、ＡＥＤの設置が必要と思われる事業所等に推進する。

２　消防長は、応急手当の円滑な実施により、安全で安心な観光都市「石垣市」を実現するために、自主救護拠点の設置を希望し、一定の条件を満たす事業所等に対し、市民救急ステーション認定証を交付することができる。

　（認定証交付の要件）

第3条　市民救急ステーション認定証交付については、次の各項に該当する事業所等のうちから消防長が適正と認めたものについて、認定証を交付する。

一　ＡＥＤを設置するとともに、救急セット（ポケットマスク、感染防止用手袋等）の整備に努め、適切な維持管理をしていること。

二　従業員等に、救命講習（入門コースも含む）の受講者がいること。なお、当該受講者については、3年を目安として、再講習していることが望ましい。

三　営業時間または公開時間中に、ＡＥＤを活用した心肺蘇生処置が行えるよう、ＡＥＤ等の資機材を速やかに提供できること。なお、当該事業所以外でＡＥＤを使用した場合、使用した電極パッドは、石垣市消防本部で補充するものとする。

　（交付申請）

第4条　市民救急ステーション認定の交付を受けようとする事業所等の代表者は、様式第１号の市民救急ステーション認定証交付を申請する。

　（認定証の交付）

第5条　前条の申請を受けた消防署長は、第3条各項に定める事項について適合していると認められれば、様式第2号の市民救急ステーション報告書を作成し、消防長へ報告すること。

２　消防長は、前条の申請について、市民救急ステーション認定証の交付要件を満たしているときは、様式第3号の市民救急ステーション認定証交付台帳に記載したのち、様式第4号の市民救急ステーション認定証を交付するものとする。

（表示マークの掲示）

第6条　市民救急ステーション認定証を交付された事業所等は、様式第5号の市民救急ステーション表示マークを事業所の出入口、ＡＥＤの設置場所等、公衆が見やすい場所に掲示する。

　（廃止・変更に関する届け出）

第7条　市民救急ステーション認定証交付の事業所等は、認定証の交付要件を満たさなくなった場合、又は、届出項目に変更があった場合は、速やかに様式第6号の市民救急ステーション（廃止・変更）関する届出により、消防署長に届け出る。廃止の際は、市民救急ステーション認定証及び表示マークを返納するものとする。

２　前項の届出を受けた消防署長は、様式第7号市民救急ステーション（廃止・変更）に関する報告書により消防長へ報告すること。

　（認定証交付の取消等）

第8条　消防署長は、市民救急ステーション認定の事業所等に第3条各号に該当しない事由等が生じたと知り得た時、又は届出項目に変更があると認めたときは、速やかに様式第7号の市民救急ステーション（廃止・変更）に関する報告書により消防長へ報告するものとする。

２　消防長は、市民救急ステーション認定証交付の事業所等に第3条各号の要件を満たさない事由等が生じたときは、又は、その他交付しがたいと認められる事由があるときは、認定証交付を取り消すことができる。

３　消防長は、前項の規定により、市民救急ステーション認定を取り消した場合、又は届出項目に変更があると認めたときは、様式第3号の市民救急ステーション認定証交付台帳から記載を削除又は修正する。当該認定証交付を取り消した際は、消防署長を通じ、市民救急ステーション認定証及び表示マークの返納を求めるものとする。

　（認定交付事業所等の責務）

第9条　市民救急ステーション認定事業所等は、従業員等に対し応急手当に必要な知識・技能の指導育成に努めるものとする。　また、技能保持のため、年１回の救命講習の受講に努めるものとする。

（運用細目）

第10条　この要綱に規定する公衆カリキュラム及びこの要綱を運用するために必要な事項については、消防署長が定める。

　附則

　この要綱は、平成18年9月13日から施行する。

　この要綱は、平成25年7月27日から施行する。

　この要項は、令和2年7月1日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

市民救急ステーション認定証交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 令和 　 年　　月　　日  石垣市消防署長　様  申請者  　住　所    　氏　名　　　　　　　　　　　　印  　市民救急ステーション制度に関する要綱第４条に基づき、市民救急ステーション認定証の交付を希望しますので申請します。 | |
| 事業所名・代表者名 |  |
| ＡＥＤ設置場所 | 住　所　：  設置場所： |
| ＡＥＤの種類・数 | メーカー名・型番：  　　　　　　台数： |
| 貸出時間 | ：　　　　～　　　　： |
| 表示マーク設置場所　　（予定） |  |
| 担 当 者  連 絡 先 | 担 当：    （電 話：　　　　　　　　　　　　　　） |
| 救命講習会（入門コース含む）受講者氏名 | 講習の種類（□普通救命講習　□入門コース　□他）  氏 名：　　　　　　　　　　　　他　　　 名 |
| 備　考 |  |

様式第６号（第７条関係）

市民救急ステーション（廃止・変更）に関する届出書

|  |  |
| --- | --- |
| 令和　 年 　月 　日  石垣市消防署長  申請者  　住　所  　氏　名　　　　　　　　　　　印  　市民救急ステーション制度に関する要綱第７条に基づき、市民救急ステーションの（廃止・変更）について届出します。 | |
| 事業所名・代表者名 |  |
| 担 当 者  連 絡 先 | 担当：  　　（電話：　　　　　　　　　　　　　） |
| 交付番号 |  |
| （廃止・変更）となった理由 | □第３条第１号　資機材設置の要件  □第３条第２号　受講者の要件  □第３条第３号　資機材提供体制の要件  □その他（　　　　　　　　　　　　 ）  ※該当事項にチェックしてください。 |
| 備　考 |  |

※廃止の際は、市民救急ステーション認定証及び表示マークを返納ください。